

新県立体育館整備事業 実施方針に関する意見への回答 (追加版)

- ・新県立体育館整備事業実施方針に関する意見への回答を次のとおり公表します。多くの意見をいただき、誠にありがとうございました。
- ・意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。
- ・意見への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、意見を踏まえた実施方針の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

平成30年（2018年）5月16日

滋賀県

■実施方針意見一覧(追加版)

No.	資料名	タイトル	該当箇所								意見内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	実施方針	実施方針 不可抗力リスク	25								不可抗力リスクについて、選定事業者にも●が記されており、一定の金額以下は事業者負担との注釈がございますが、維持管理費用の100分の1までなど、範囲基準を狭くして頂けませんでしょうか。	入札公告時にお示しします。
2	実施方針	実施方針 物価変動リスク	26								物価変動リスクに関して、一定範囲を超える物価変動については見直すことも含め検討しているとの注釈がございますが、価格改定の指数についてご教示ください。例えば他のPFI事業では「企業向けサービス価格指数(日銀)」を用いる場合がありますが、実態にそぐわないケースがあるため、厚生労働省の毎月勤労統計調査賃金指数を用いていただけませんか。	入札公告時にお示しします。
3	実施方針	実施方針 光熱水費の変動リスク	27								本案件においては国体により光熱水費の使用量も変化がある為、国体終了までは県の負担とし、供用開始後から2年間は県の負担、3年目以降から1年目と2年目のトレンドを基に事業者と県で費用を決定し事業者負担として頂けないでしょうか。	実施方針P27No.42光熱費の変動リスクに記載のとおり、光熱水の使用量の増減については、見直すことも含め検討しています。なお、光熱水費の改定方法等については、入札公告時にお示しします。
4	実施方針	実施方針 光熱水費の変動リスク	27								現段階での光熱水費の算出は非常に難しく大きな差異が生じる可能性があります。予め県が指定した金額を本入札では計上し、毎年度当該年度の使用量実績に基づき精算する等の方法を採用して頂けないでしょうか。	意見No.3の回答を参照してください。